(2-2)



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 3月 24日 月曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 逓増定期保険の改正通達

出されたとか。どのような内容になったので すか?

A:逓増定期保険の範囲と保険料の損金算 入時期が見直されました。

## 【解説】

[逓増定期保険の範囲]

逓増定期保険とは、保険期間の経過により 保険金額が5倍までの範囲で増加する定期 保険のうち、その保険期間満了時における被 保険者の年齢が45歳を超えるもの(改正 前は60歳を超え、かつ、その保険に加入し た時における被保険者の年齢に保険期間の 2倍に相当する数を加えた数が90を超え るものをいう)をいうとされました。 [保険料の損金算入時期]

保険期間の60%相当期間までは、契約内容に 応じて一部資産計上、残りの40%相当期間で保 険料の全額を損金算入するとともに、先の資 産計上分を期間の経過に応じて取り崩して損 金算入します。

- ① 保険期間満了年齢>45歳であるもの 保険料の1/2損金算入・1/2資産計上
- ② 保険期間満了年齢>70歳で、かつ、(保険加 入年齢十保険期間×2)>95であるもの 保険料の1/3損金算入・2/3資産計上
- ③ 保険期間満了年齢>80歳で、かつ、(保険加 入年齢十保険期間×2)>120であるもの 保険料の1/4損金算入・3/4資産計上 この取扱いは、平成20年2月28日以後契約 分から(それまでの分は従前どおり)です。







